公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 コンプライアンス委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、委員会規程に定めるもののほか、コンプライアンス委員会 (以下「本委員会」)という。)がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や 権限事項、当法人のコンプライアンス強化に係る計画の立案及び実施などにつ いて必要な事項を定めることを目的とする。

(本委員会の役割)

- 第2条 本委員会は、当法人におけるコンプライアンス強化に関する理事会からの諮問に対し答申する。
- 2 本委員会は、当法人のコンプライアンス強化に関する計画を立案、実施し、 理事会に報告する。
- 3 本委員会は、当法人の役職員向けコンプライアンス教育を2年毎(役員改選 毎)に実施する。
- 4 本委員会は、加盟団体の選手及び指導者に対してコンプライアンス教育を 少なくとも年に1回以上実施する。

(本委員の構成)

- 第3条 本委員会の委員は会長が任免する。委員長は、コンプライアンス担当理 事とする。
- 2 委員は3名とし、1名は学識経験者等有識者とする。また、1名以上を女性とするよう努める。
- 3 本委員会は、必要に応じて委員会に弁護士の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第4条 本委員会は1年に1回以上開催し、委員長が理事会に議事内容を報告する。

(本要領の改廃)

第5条 本要領の改廃は、理事会の決議による。

附則

この要領は、令和5年3月12日から施行する。